

「限度額適用認定証」について

1 対象者

70歳未満の組合員及び被扶養者

2 対象の事由

同一月に一つの医療機関で高額な療養を受ける場合

3 高額療養費算定基準額と限度額適用認定証の適用区分

高額療養費算定基準額は、組合員の所得区分の基準によります。(組合員と別居している被扶養者も同様の基準です。)

認定証の適用区分欄	所得区分の基準 (標準報酬月額)	同一月に一つの医療機関での窓口支払額 (高額療養費算定基準額・自己負担限度額)	
		一般	多数回該当(※2)
ア	830,000円以上	252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1%	140,100円
イ	530,000円 ~ 790,000円	167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1%	93,000円
ウ	280,000円 ~ 500,000円	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円
エ	260,000円以下	57,600円	44,400円
オ	住民税非課税(※1)	35,400円	24,600円

(※1) 「住民税非課税」とは、各年度において住民税が非課税であり、当方へ「低所得申告書」の届出がされている方です。

(※2) 「多数回該当」とは、過去12月以内に3回以上高額療養費に該当した場合の4月目以降をいいます。

○認定証を提示した場合としない場合の例

(一般的な例)

～総額 700,000 円の治療を受けた組合員の場合～

【限度額適用認定証を提示すると】

7割 (490,000円) 共済組合負担	3割	
	高額療養費 125,570円	窓口支払額 84,430円

窓口支払額 **84,430円**

↓

附加給付金	59,400円
互助会給付金	11,700円

(3ヶ月後自動給付)

↓
最終自己負担額 **13,330円**

【限度額適用認定証を提示しないと】

7割 (490,000円) 共済組合負担	3割 (210,000円) 窓口支払額
----------------------------	---------------------------

窓口支払額 **210,000円**

↓

高額療養費	125,570円
附加給付金	59,400円
互助会給付金	11,700円

(3ヶ月後自動給付)

↓
最終自己負担額 **13,330円**

☆窓口では一度支払いますが、3か月後に高額療養費が支給されるので最終自己負担額は変わりません。